

## 江戸川区契約後 V E 実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区が発注する建設工事において、民間の技術開発を促し、その技術力を積極的に活用することにより、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを目的として施工方法等に関する提案(以下「VE 提案」という。)を受け付ける契約後 V E を実施する基本的な事項を定めるものとする。

### (実施対象工事)

第2条 契約後 VE の実施の対象は、競争入札により契約を締結する建設工事のうち、主として施工段階における現場に即した建設コストの縮減が可能となる VE 提案が期待できるものであって、原則として、次のいずれかに該当するものとし、かつ起工金額が一億五千万円以上の工事とする。その場合は VE 対象工事であることを特記仕様書に明記することとする。

(1) 民間において技術開発の進展が著しいもの。

(2) 民間において施工方法等に関して固有の技術を有するもの。

2 区長は、具体的な実施対象工事を、前項の基準に該当するものの中から決定するものとする。

### (VE 提案を求める範囲)

第3条 VE 提案を求めることができる範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により契約金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則として VE 提案の範囲に含めないものとする。

(1) 工期延長等の施工条件の変更を伴う提案

(2) 江戸川区工事請負契約約款(工事請負契約に係る標準契約書によるものをいう。以下「約款」という。)第16条に基づき条件変更が確認された後の提案

(3) 全体計画(平面計画、デザイン及び主要システム等)が大きく変わる提案

(4) 機能、性能及び品質が低下すると予想される提案

(5) 関連工事に大きく影響を与えると予想される提案

(6) ライフサイクルコストが増大されると予想される提案

(7) その他、VE 提案の趣旨と著しく相違する提案

(入札公告等において示す事項等)

第4条 契約後VEを実施しようとする場合は、入札公告の事前公表において、契約後VEの実施対象工事である旨及びその実施の方法を示すものとする。

2 契約後VEの実施対象工事に係る契約を締結する場合は、約款に、VE提案することができる旨並びにVE提案が適正と認められた場合の設計図書の変更及び契約金額の変更の手続きに関する条文を追加するものとする。

(VE提案書の提出等)

第5条 VE提案は、受注者からの、工事を主管する部の長(以下「工事主管部長」という)が定めるVE提案書の提出による。VE提案書の提出は、原則として、契約締結の日から受け付ける。提出期限は当該提案に係る部分の工事に着手する35日(土・日・祭日を含む、以後同じ)前までとする。

(VE技術審査委員会)

第6条 区長は、VE提案の審査を行う組織として、VE技術審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、VE提案の審査を所掌するものとし、別に定める設置要綱により組織し運営する。

(VE提案の審査)

第7条 工事主管部長は、契約の相手方からVE提案書の提出があったときは、速やかに審査委員会にVE提案の審査を依頼するものとする

2 VE提案の審査にあたっては、施工の确实性、安全性及び設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。

3 VE提案の採否は、区長が、審査委員会の審査に基づいて決定するものとする。

(VE提案の採否の通知)

第8条 VE提案の採否は、工事主管部長が、原則としてVE提案の受付後14日以内に、VE提案採否通知書をもって契約の相手方に書面により通知するものとする。

この場合において、VE提案を適正と認めず採用しないときは、その理由を付して通知しなければならない。

2 前項の期間は、契約の相手方の同意を得たうえで、これを延長することができる。

(V E 提案が適正と認められた場合の設計変更等)

第 9 条 工事主管部長は、V E 提案を適正と認めた場合は、設計図書の変更を行わなければならない。

2 前項の規定により設計図書の変更を行った場合においては、速やかに契約金額の変更の手続きを執り、契約担当者等に契約内容変更の依頼等を行うものとする。

3 前項の規定により契約金額の変更を行う場合においては、V E 提案により契約金額が低減すると見込まれる額の半額に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

4 V E 提案が適正と認められた後、約款第 16 条の条件変更が生じた場合であっても、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

(V E 提案の取扱い)

第 10 条 V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。

(責任の所在)

第 11 条 江戸川区が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った契約の相手方は瑕疵担保責任を免れない。

2 前項に規定する内容については、入札説明書又は特記仕様書等に明記することにより、契約の相手方に周知するものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 13 年 1 月 2 5 日から施行する。